

平成30年度第1回島根県総合教育審議会

日時：平成30年8月9日（木）

14：00～16：30

場所：島根県職員会館 2階 多目的ホール

○会長 それでは、失礼いたします。

早速ですけれども、議事に入ります前に、議事の公開についての確認をいたしたいと思いますが、本日の会議は、島根県情報公開条例第34条に基づいて、公開ということになっております。それでよろしゅうございますですね。事務局のほう、特にそれで問題ございませんですね。

ありがとうございました。

それから、今日は傍聴の方はおられないので、傍聴に関する注意事項はよろしいですね。わかりました。

そうしましたら、議事に沿って進めていきたいと思っております。

今日は、次第にありますように、教育委員会の点検・評価報告書について御報告をいただいて、皆さんから御意見をいただくということが主な趣旨でございます。

資料の1として配られているものを少しごらんいただきたいと思うんですが、右肩に四角で囲った資料の1というのがございます。そこに、先ほど少し教育長さんからございましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条、その規定に基づいて、平成30年度の教育委員会の点検・評価報告、平成29年度対象ですか、それを県議会に提出するという事になっていて、その際には、その第2項の規定に基づいて、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るということになっていて、それをこの委員会が請け負っているということになります。今日いただいた評価報告書（案）のこの厚い冊子の裏を見ていただきますと、裏のところに島根県総合教育審議会の主な意見という形で、8月9日に開催された、今日今から皆さんからいただく意見をこの裏にくっつけて県議会のほうに御報告するという形になっておりますので、そのことで今日は御意見をいただくということでございます。

以上を踏まえまして進めていくんですけれども、今日の進め方、全体について、事務局のほうから少し御説明があるようですのでお願いいたします。

○事務局 それでは、先ほど会長さんのほうから御紹介ありましたが、資料1をもう一度

ごらんいただきたいと思います。2番目に、報告書の編集上のポイントということであり、ます。教育委員会の特徴的な動きということをもとに記載をしております、それから教育委員会委員の活動状況、そしてしまね教育ビジョン21の26の施策がございますが、それぞれの基本方針ごとの取り組みの概要、評価、今後の対応というのを点検報告書の中で記載をしております。

それからまた、ビジョンでは、目標数値だったりアウトカム指標というのが設定をされておられません。そうしたことから、参考資料、資料2をまたごらんいただきたいと思っておりますけれども、これ、県の総合発展計画の第3次実施計画で設定した成果参考指標の達成状況でございます。それを提示をさせていただいております。

それから、資料1に戻っていただきますけど、3の目次ですけど、先ほど説明いたしましたように、3の2つ目の四角の2番目のところに教育委員会の特徴的な動きを教育委員会の委員の活動状況の次に記載をしております。

それから、4番目、今後のスケジュールということですが、本日の意見聴取に加えまして、8月、9月の教育委員会会議でも御審議をいただいて、最終的には9月に県議会で議会報告をさせていただくという流れになっております。

それから、本日、まず教育委員会の特徴的な動きについて御説明をさせていただきます。委員の皆さんでこれを中心に今日は御審議をいただきたいと思っております。

次第のほうにちょっと移っていただくとよろしいですけれども、次第の6、審議のところに丸数字で1から10まで10項目について番号を付しております。これが特徴的な動きの10項目ということになりますが、例えば6の1の(1)ですね、教育の質の向上と教員の働き方改革についてということで、①から③まで特徴的な動きがございます。今日はそれぞれの(1)から(5)まで、それぞれちょっと分類をさせていただいております、それごとに事務局のほうから一括説明をさせていただいて、御審議をいただくといったような形で進めていただければと思っております。

それから、最終的には最後に点検報告書全体の項目について御審議をいただく時間も設けておりますので、そこでその他御意見があればぜひお願いしたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

今ございましたように、本来はというのは変ですけど、この第2期のしまね教育ビジョン21が29年度にはどんな形で具体的に進められたかというのをいわゆるチェックさせ

ていただくというのが本旨なんですけども、この分厚い政策の束を全体に見ていくことは非常に難しゅうございますので、それを少しかいつまんでといいましょか、柱立てをして御紹介していただきながら、それを検討していくという形になります。

今日の厚い資料の2ページというところを見ていただきますと、施策体系表というのがございます。そこにあるように、島根県、現在はこのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、向かっていく学力、広がっていく社会力、高まっていく人間力、そしてそれを達成するための島根の教育の全体の基盤というふうに大きく4分類にさせていただき、施策番号が1の(1)から(4)まで、2の(1)から(5)まで、3の(1)から(5)まで、4の(1)から(12)までということで、この中身はそのように分類されているわけでございますけれども、それを今日改めて少し柱立てをして整理していただいたのが6ページからということになっておりまして、これに沿って各担当課から御説明いただくということになります。6ページ、大きな2番、平成29年度の教育委員会の特徴的な動きの①のところは、教育の質の向上と教員の働き方改革との両立に向けた議論がスタートしましたということで御紹介いただくわけですが、先ほど申し上げたビジョン21の施策番号との対応が必ず一番上に載っておりますので、もし本編をお引きになるのであれば、そこを見ていただければいいという形になっているということを少し御紹介をした上で、早速中身の御紹介に入りたいと思います。

それでは、最初、①のところ、担当課のほうから御説明をお願いいたします。どうぞおかけになってで結構でございます。

○事務局 学校企画課でございます。まず、目的・狙いですが、学力の3要素である知識・技能、それから思考力・判断力・表現力、それから主体的に学習に向かう意欲・態度、これらをバランスよく育むために、学校教育の質の向上を図っていくことが急務であるというふうになっております。一方、勤務実態調査のほうからは、多くの教員が長時間勤務を行っているということがございます。多忙感を持っているというような実態が判明しているところでございます。この教育の質の向上と、それから教員の働き方改革、この2つの課題を一体的に捉えて、学校現場の士気を高めながらその両立を図る施策を総合的に講じていく必要があるというふうに考えております。

まず、29年度の実施内容でありますけれども、(1)では、市町村の教育委員会及び県立学校や小・中学校の校長との間で、まず教職員のワーク・ライフ・バランスを図っていくということが大切であって、それが島根の子どもたちに質の高い教育を提供する基盤

になるという働き方改革についての基本認識、これを共有いたしまして、働き方改革への具体的取り組みについて検討を開始ということをしております。

それから、県立高校については、そこに以下にあります4つの施策、これを総合的に検討して平成30年度の予算につなげていくということをしていたしました。1点目が、中山間地域、離島の県立高校に教員を配置すること、それから2点目は、教員の多忙、多忙感の解消を図るために業務アシスタントを配置するということ、3点目は、アクティブラーニング型授業、これへの転換を図るように県立高校の普通教室にICT環境の整備を図ること、4点目は、再任用短時間教員、短時間勤務の教員を活用して教科指導力とか課題研究の質の向上を図ることです。

成果・評価といたしましては、まず、(1)のところに対応しますのは、市町村教育長会議、それから県立学校の校長会議等の場で時間外勤務の知見について議論いたしまして、島根県版の教職員の働き方改革プラン、これは30年度にちょっとつくることを目指しておりますけれども、これの策定に向けた準備体制を整えたということでございます。それから、県立高校の施策につきましては、(2)の中山間地域、離島の県立高校へ教育の魅力化を束ねる役割を担う主幹教諭、これを配置したと。それから、教員を十分に確保できなくて未開設になっていると、中山間地、離島、ちょっと高校が小さいです。教員が足りなくて、未開設な部分もありますので、そういった科目を開設するための教員の配置ということを行いました。それから、県立高校のうち大規模な7校におきまして、業務アシスタントの配置をするということ、それから、(4)では、全県立高校の普通教室にタブレット端末やプロジェクター、あるいは実物投影機などICT環境を整備するということ、それから、再任用の短時間教員の活用、これは県立高校の6校に9名、これは若手教員の教科指導ですとか専門技術の伝承ということを可能にするといったような体制を整えていくことができました。

今後の課題・対応といたしましては、働き方改革プラン策定に向けて、そのあり方を検討する業務改善推進委員会というものを発足し、それで以下の、3点ありますけれども、1点目の時間外勤務時間の客観的に把握する、例えばICカードを使うですとか、パソコンを利用するとか、客観的にどう把握するかというような手法、それから、時間外の縮減に向けた数値目標の設定をどうするかということ、それから、目標を達成するための手段をどういうふうにしていくかということを検討するというふうにしております。また、配置しました主幹教諭と、それから業務アシスタント、それからICT環境の整備、再任用

の短時間勤務配置、こういったような効果も検証いたしまして、拡充に向けて検討するというところでございます。

続きまして、じゃあ7ページのほうに、2番目の教育職員と学校事務職員の人材育成の基本方針を策定というところでございます。

目的・狙いとしておりますのは、学校を取り巻く課題というのは非常に多様化し、複雑化しているという状況でございますが、教職員には個々の力量を高めていくということ、これのみならず、チーム学校という形で行っていく、その一員として組織的、協働的に対応する力、こういうものが求められてきているということでもあります。

そういった島根県の教職員に求められるような資質、能力ですとか、キャリアステージ、これは実際に5年ごとにつくりましたけれども、採用時と、1年から5年目、それから6年目から10年目というようなことで、キャリアステージごとに育成すべき姿を見直して、どういった姿になってほしいかという育成指標というふうなものを示す。それを包含するような形で教育職員、それから学校事務職員についても人材育成の基本方針というものを示したというところでございます。

実施内容といたしましては、まず、教育職員につきましては、人材育成の基本方針として、その以下の5点の方針ですね、すぐれた人材の確保、研修の充実と支援、それから評価システム、これを活用するということ、それから適切な配置とか登用、管理職の育成、これらを方針として定めたというところでございます。

小・中学校の事務職員についても同様でございますけれども、研修とか評価システムとか多様な経験というのは、これは教育職員と同じなんですけど、事務職員というのは小・中学校では多くの学校で1人だったり、大きな規模でも2人しかいないというふうな職場の1人しか、2人しかいないという特性もありますので、事務グループ活動というものの支援でありますとか、それから新規採用者の支援といったようなことも方針を定めておるというところでございます。

成果・評価といたしましては、求められる資質、能力、それから伸びていってほしい方向性、こういうものをより明確に示すことができたと考えております。それから、チーム学校として、この考え方のもとで、学校事務職員につきましては、その方針というのが定まっておりません。これは長年の課題でございましたので、事務職員についても系統的に人材育成を進めるための基盤というのが整えることができたと思っております。こういった人材育成基本方針の方針にあわせて、今年度、平成30年度に県が実施する研修という

のもあわせて見直しを図りまして、学校マネジメント力の向上を図るような管理職研修、それから中堅教員の研修といったようなもの、どういふぐあいに育てていくといったものです。それから、学校訪問などを使った出前講座というようなものの充実ということにつながってきたと考えております。

今後の課題・対応につきましては、これを周知するための取り組みを引き続きやっていくということ、それから、方針に基づいて具体的な取り組みを推進していくということ、効果も検証して、さらなる取り組みの見直しをしていきたいということでございます。

○会長 ありがとうございます。

最初の（１）の項目は、教育の質の向上と教員の働き方改革ということで、今、２つのことについて、①、②と学校企画課のほうから御説明いただいたんですが、③の部活動の在り方検討会の議論というところで保健体育課の御説明をいただいた後に（１）をまとめて議論させていただくという形にしたいと思っておりますので、引き続き保健体育課のほう、お願いします。

○事務局 私のほうからは、部活動の在り方検討会の議論が始まるということで御説明いたします。

目的・狙いですが、学校現場の業務適正化に向けまして、平成２８年度から国は部活動のあり方、部活動の負担を大胆に軽減する、このことを重点課題の一つとして掲げられ、部活動のあり方について検討が開始をされました。

２９年度、今年の３月ですけれども、国のほうはガイドラインができて、それによりますと、県や市町村等のいわゆる学校設置者、それは国のガイドラインを参考に学校設置者としての部活動の方針を立てる。そしてそれぞれの学校では、学校長が学校設置者の方針をもとにまた学校の部活動の方針を定めると、定めた内容はホームページ等で公表するというような仕掛けになっております。

島根県のほうでも国の動きに呼応いたしまして、昨年度、３回の部活動在り方検討会を開催をいたしました。部活動の改善の方向性や運営体制、そして望ましい指導のあり方についての協議を行いまして、教員、生徒双方の負担軽減を図るための方針、ガイドラインとは書いておりますが、国はガイドラインで、県のほうでは方針ということになっております。

２番目に、昨年度の実施内容でございます。昨年度は在り方検討会を３回開催をいたしました。初回が８月４日、この時点では、書いてございますように、まず、国が在り方検

討会をするために学校を抽出をしまして実態調査をするということでした。国の抽出した学校数、サンプル数がとても少のうございますので、県は独自にまた調査対象、それから項目につきましても国の調査項目に、例えば島根県オリジナルのしまね家庭の日の取り組みはどうなっているか、こういった個別の状況の調査も加えまして調査を行う。その調査項目について8月4日には議論をいただきました。

2回目は、暮れの12月27日に開催をいたしました。このときには、国の実態調査、これの集計結果が出ておりましたので、それにあわせて県の調査結果を報告をいたしました。そして、それから後の議論のために、国のほうの検討会議の進捗状況、それから他県でガイドラインがどのような状況になっているかというようなこと、さらには、国のほうが新たな制度として、学校職員として部活動指導員、こういった制度を設けたわけですが、そのあたりを他県ではどういった形でやっておられるかというようなところを説明をいたしました。

第3回目は、年が明けて、2月15日、このときには、国のガイドラインの大筋が見えてきておりましたので、それに対して意見交換すると同時に、ガイドラインにはどういった項目をのせるべきかということで検討の視点の整理を行いました。これは具体的に言いますと、休養日や活動時間以外の項目でどんなことをのせるべきかということで、例えば複数校で合同チームを立てるとか、そういったところについてもこの在り方検討会の中で議論していきましようということにいたしましたところでございます。

3番目に、成果・評価でございます。まず、去年はそうした形で調査をしたところが一番でございました。いろいろな課題が見えてきました。それぞれの立場からの課題として、まず、学校長からは、顧問教員の負担軽減、それから顧問の不足、これらを課題とする意見が多うございました。実際に部活動を担当されます教員からは、校務と部活動の両立、それから自分自身の指導力の不足、さらにはワーク・ライフ・バランス、これらを課題とする意見が多うございました。生徒や保護者、こちらのほうからは、勉強、学業と部活の両立、これが課題であるということが相当に多うございました。

休養日の設定状況ですけれども、多くの学校で設定はされておりますけれども、活動時間については、中学、高校、あるいは平日、休日の別によりまして、非常にばらつきがあるということがわかりました。先ほど話に出ましたしまね家庭の日、毎月第3日曜日でございますけれども、中学校のほうでは休養日としている学校が多かったですけれども、高校のほうは本当にごく少数ということで、その取り扱いに大きな差があるというようなことも見え

てまいりました。

そして部活動の在り方検討会の議論の中で、高校というのは競技の種目によって重点校指定、いわゆる国で県の代表として戦っていくような競技種目については重点校を指定しておりますけれども、競技力向上、そういった観点もあるものですから、そういったことも踏まえて、中学校と高校では若干休養日の設定など、基準の取り扱いについて違うよねというような意見が出されたところでございます。

今後の方向ですけれども、平成29年度実施しました調査、これによって見えてきた課題を踏まえまして、引き続き議論を重ね、今年度中には県の方針を策定していきたいというふうに思っております。

なお、その後、県の方針ができた暁には、より実効性のあるものにするために、学校、家庭、地域、その内容がきちんと共有されるように周知、啓発に努めていくと、これが必要だというようなことも在り方検討会の中で意見として出てまいりました。

なお、今年度に入ってから、5月、6月、7月にそれぞれ1回ずつ開きまして、次回の検討を8月30日に予定をしていると、そういった状況でございます。

○会長 ありがとうございます。

今、①、②、③と終わりました、(1)の教育の質の向上と教員の働き方の改革ということについての昨年度の政策の進捗について御報告をいただきました。

今日はこういう委員会ですので、委員同士の意見交換というよりも、どうしても事務局とのやりとりにならざるを得ないところがあります。

皆さんのほうで今あったことについて御質問あるいは御意見なりありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。○○委員さん。

○委員 済みません。まず第1点ですけれども、特徴的な動きがありましたという文言がございますが、これは全てに対して県教委は特徴的な動きがあったということで、全ての事業に対してあったということかどうかということをお聞きしたいのが1点と、例えば点検・評価されてますけど、これはあくまでも子どもの姿がこの後に見える、映し出ることを目標としての、私はそう思っているんですけど、審議していいのかどうか、ちょっとそこを聞きたかったんですけども、あくまでも子ども、これは子どものために、子どもに還元するためにこういうことをしているのですよねということが1点と、それから、部活動のあり方のところで、しまね家庭の日、今、親の就労体制なんかも随分と変化して、



これが本当に、子どもの孤独感ということはないですよ。全て帰った子どもがどういうふうな現状でこういう日があるのかどうか、これは先生方の、先ほどそういったちょっと労働状態に対してのこういうことではないですよ。あくまでも子どもが家庭で健やかに過ごすための一日であるということを目標にしてこの一日があるのかなという、ちょっと3点を、済みません。

○会長 多分1点目は、全体を全部説明するということが難しいので、昨年度の中で特に力点を入れて取り上げたところを御紹介いただいたというふうに理解すればいいんじゃないかと思いますので、私が答えるべきことじゃないかもしれませんが、そういう意味だというふうに理解します。

それから、2番目のことですが、2番目も、今、子どもがどう変わったかとか、子どもにどういう成果がおりたかという観点よりも、どちらかといえば先生方に対して、教育環境をどう整えていくかという、そういうお話で説明いただいて、そういう角度からの御説明いただいたんですが、当然それは言うまでもなく子どもたちの現状を改善するためということ、これは申すまでもないということだと思います。

3点目ですけれども、3点目のしまね家庭の日の意味についてということ、これは御説明いただきたいと思います。いかがでしょう。

○事務局 これを提唱していらっしゃるの、しまね青少年育成県民会議、こちらのほうで、月に1回は親子の触れ合い、こういったものを大事にしていきたいと思いますというところでスタートしたということで、例えば、御紹介いたしますと、中体連のほうでは、そういったものを皆さんやっていきましょうというような通知も出されております。

○会長 ということで、よろしいですか。

○委員 済みません。ですから、これは通常の日ですよ。この日は。設定されますのは。保護者の方は皆さんお休みの方ばかりじゃないんですけど、この日の実態は、そういう一人で孤独感を味わいながら生活しているということはないわけですかね。何のためにこの日を設定したのか、ちょっとわかんないんですけど。

○会長 第3日曜日という形でやっておられますよね。

○事務局 毎月第3日曜日、これについて、今、これ、中体連のほうから出た文書でいくと、運動部活動を休止し、生徒が家庭で生活することができるよう御配慮をお願いしたいと存じます。保護者の方がその日にお休みかどうかということに関しては、なかなか把握というか、関連性については持ったものではございません。

○委員 わかりました。ただ、本当に日曜日がお休みの方ばかりでもいらっしやらないし、なかなかこれは難しいのかなとちょっと感じておりましたので。わかりました。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お二人挙がりましたので、じゃあ〇〇委員さんからお願いします。

○委員 初めてなので、どんな話していいのか、聞いていいのかわかりませんが、私も三中の子どもの親なんですけれど、今年大きな話題となったのは、全国でニュースになっちゃったのが、英語の先生がいなくなっちゃったということで、高校受験を目指している子どもたちが1学期、英語の授業がなかったという、そんな話を聞いて、親たちは非常にショックを受けたんですが、この最初の1番目の先生たちのライフ・ワーク・バランス、こういう非常に厳しい職場の中で先生たちがやめていっちゃっている。あるいはもう鬱になってやめちゃう。いろんなことがあるんじゃないかということ想像したり、あるいは採用のことがどうだったのか、いろんなことを親たちは非常に心配をしておりました。昨年度の話、今までの評価であるので、その中にそれが書き込まれるのかどうなのかわかりませんが、多分それどうなっているんだみたいなことがもし出てくるとすれば、何らかのことを回答できるようにしておいたほうがいいんじゃないかなと思いました。

もう一つが、先ほどの部活動のことなんですけれど、家庭の日、いろんなことが取り沙汰されておりますけれど、最近出ているのが、2029年ですか、また再びくにびき国体を島根県で誘致しようという動きが県議会、いろんなところで出てきておまして、知事さんもそういうことを表明されております。1982年でしたっけ、くにびき国体の前の、あの辺の前の5年、10年のときは大騒動をして、やれ体育の先生が必要だとか言って物すごい大騒動したことがあります。今、部活動を少なくしたりどうのこうのって話が出ておりましたけれど、やれあと10年たったらまた国体だぞみたいになったときに、そんな話が吹っ飛んでしまって、また体育のほうにひいひい言って駆り出される、県民のぼせて、そういう時期が来るんじゃないかという、不安ではないですけど、そうなっちゃったとき、今のこんなような例えのんきな話ができるのかどうかという、この2つのことをちょっと述べさせてもらいました。質問というか、不安な点でございます。

○会長 ありがとうございます。

まず、最初の点、教科によって教員が不足する事態が起きてしまうことについて、どういう施策上の課題があるか、あるいはそれにどう取り組んでおられるかというあたりにつ

いて御説明をお願いします。

○事務局 29年度のやはりおっしゃいますように特徴的な動きということで、ここに書き込むというのはなかなかちょっといろいろ難しいところがあるんじゃないかと思いますが、御指摘のところは我々も苦勞しているところでありまして、また、全国的にもやはり教員志望の方というのは減ってきていて、とり合いというか、他県等でもとり合いになっているような状況もございます。そういった面で、採用とか、それから講師さんの確保とかいうようなことについては、我々も力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、今回の三中の授業の場合には、ちょっと非常勤講師さん絡みも非常にややこしいことがありまして、免許、更新制が絡んできて、更新制で、その更新がなされるかどうかというところでちょっといろいろ学校のほうとのやりとりが不足していたところがありましたので、そういった人材確保については万全をこれからも尽くしていきたいというふうに考えております。

○会長 ありがとうございます。

2点目は、先の御心配ということなのですが、せっかくこうやって先生方の多忙感、部活をめぐる多忙感なんかについて御対応いただいているんだけど、大きなイベントがまた予定されると、そうしたことについても少し危うい面があるので、十分配慮して進められたらどうかという、そういう御意見だというふうに承っておきたいと思います。ありがとうございました。

じゃあ、済みません。

○副会長 私、しまね、先ほどありました教育の日の分ですけれども、中体連のほうではそういう形で第3日曜日は休もうということでやっていますけれども、高校もその辺の違いがあるんですけれども、社会体育のほうでスポ少というのもありまして、県全体で休養云々とかを考えると、中学校は休みだけど小学校はやっているというような形じゃなくて、やっぱりそのところは全体の形で検討していただきたいなというふうに、ここで言うべきなのか、それとも青少年の育成県民会議のところで言うべきか、そのところを協議しながら、よりいい形で進めていってほしいなど、お願いですけども、いうことでして、お願いします。

○会長 ○○委員さん。

○委員 部活のあり方の話で、弊社のほうもこれから大きな主題のテーマになってくるかなとは思いますが、ガイドラインつくるのは大事だとは思いますが。それで、そのガイドラインに基づいて、各校がどれだけ実効性ある取り組みをやっているのかというのが

非常に重要になってくるかと思うんですけども、各校が実効性ある取り組みをどう担保しているのかという、そのガイドラインをつくった後の確認作業が大事になってくると思うんですけど、その辺、どういう取り組みをされるおつもりなのかというのをお聞きしたいんですが。

○会長 ありがとうございます。

恐らくガイドラインの委員会の中でそういうところについても押さえられるとは思いますが、現状どんな感じかということをお願いいたします。

○事務局 県の在り方検討会のまず委員の皆さんの構成を御紹介します。先ほどスポ少のことも御心配いただいておりますが、小学校、中学校、高校それぞれの校長先生方の代表、それから小体連、中体連、高体連、そういった運動部活動のほうを担当する団体の代表、それから市町村教育委員会連合会のほうからもお出かけをいただいております。職員団体のほうからもお出かけいただいております。

会の一番最初の在り方検討会設置のときに、皆さん方にお話をし、皆さんで確認いただいたことは、要は県がこれ方針をつくって、それを上から流していくというようなためにこの在り方検討は進めておるわけじゃなくって、皆様それぞれの立場でここに参画いただいておりますので、とことん議論を尽くしていただいて、それぞれの立場でそれは自分の、例えば中体連であれば中体連として持ち帰って、それが学校の現場で生かせるように、どのようにしたらそれが徹底していくかということもひっくるめて議論をここでやっってくださいということで、皆さん方もそれを了解をされて進めておるということで、丁寧な議論を重ねていくということで、今、進めておるところでございます。

○委員 お聞きしたかったのが、県教委として各校のところで部活のあり方のところの取り組みの実効性のところをどう担保されているかというのを確認したりとかということをおやりになるおつもりはあるのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

○事務局 ホームページにまず学校ごとに部活動の計画、それから考え方、これは毎年度、顧問の先生と恐らく校長先生が相談をされて、まずホームページに載せられる。その後は、それがどうであったかという、その結果もまたホームページで出していくというようなことになっておりますので、自然に、県教委が調査するというよりも、それぞれの学校で最初計画で出ておったものについてどうなったかというようなことをあらわしていく。そんな形になろうかと思えます。

○委員 ガイドラインをつくった以上は、各校のところでどう実効性あるかというのは、

僕は県教委がちゃんと調べて対応する必要もあるかなと思うんですけども、それは今のところそういうお考えはないということなんでしょうか。

○事務局 今日資料の8ページの今後の課題とか対応の一番最後のところに書いておりますよね。より実効性のあるものにするために、学校、家庭、地域で共有、ここをどうしたら徹底していくかということも大きな課題で、そのこと自体もどういうやり方がいいかということ今、在り方検討会で議論いただいておりますので、県のほうでどうしましようということにまだなっておりません。在り方検討会でどのようなやり方が、これは負担をまた学校現場に強いても本末転倒したことで、どのようなやり方がいいのか、そのあたりも議論いただくことにしております。

○会長 これはこの問題に限らず、県のほうで施策の柱を立てて進めておられることの、いわゆるPDC AでいうとCのところを県の行政が中心的に進めていくというふうにお考えかどうかという質問だと思いますので、今後、全体にかかわってくることだというふうに思います。ぜひ実効性のあるガイドラインをと、そういう御意見だったと思います。ありがとうございました。

次に行かなきゃいけないんですけど、ちょっと1つだけこれ通り過ぎるわけにいかないのは、今日の最初の(1)の議論は、教育の質の向上ということについて、一番大きな柱は学力育成なんですよ。それについて、高校教育の実態について少し触れていただいたんですけども、小・中学校の学力形成、義務教育段階の学力の問題は、後から出てくるかなと思ったんだけど、これ出てこないの、ここで少し触れていただく必要があるのかなというふうに思いました。小・中のPTAの方もおられます。本編でいくと16ページ以降に1の(1)学力の育成というふうになっていて、大きくは(1)が学力の育成、(2)がものづくりの推進、(3)が情報教育、(4)が読書ということになっていて、この4つについて、全部じゃなくてもいいんですけど、29年度の進捗、特に義務教育段階の学力形成について、どういう活動をして、その成果がどのようなことの中間報告なりをいただくといいんじゃないかなというふうに思っております。小・中学校のほう、よろしゅうございますか。教育指導課のほうになると思いますが。

○事務局 失礼いたします。先ほど示していただきました資料16ページ、17ページのところを見ていただきまして、そこで拾い上げる形で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○会長 どうぞおかけになって。

○事務局 座って失礼します。

17ページの③のところがございます。学力調査結果の分析に基づく授業の改善でございます。毎年全国学力・学習状況調査というのが行われ、県としましてもその全体の結果につきまして分析をし、また改善を図ることを進めております。特に、その結果につきましては、そこにありますように、小・中学校の管理職、校長先生、あるいは県の調査につきましては、学力育成を中心として担っている教員を対象にしまして説明会をし、また、学校全体での組織的な授業改善を進めることをしたというところでございます。

また、事業といたしましては、特に算数の授業改善のプロジェクトを立ち上げておりまして、モデル校8校をつくり、子どもたちの声でつくる算数授業ということで、子どもたちの主体的な活動を中心とし、算数が好きだと思ふ子どもたちのパーセンテージが結果として上がっていき、子どもたちが主体的に学習に取り組むような形にしていきたいと事業を展開をいたしました。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

非常に大切なところですので、お話しただいてよかったかなというふうに思っております。

皆さん方、まだこの辺、御意見もあろうかと……。

何か、〇〇さん、御発言ありますか。後から少しスキ間の時間もつくりますので、またそのときをお願いいたします。

それじゃあ、申しわけありませんが、(2)ですね、教育の魅力化の推進ということで、④、学校教育課、⑤、⑥は教育指導課ということでお話ししたいんですが、教育の魅力化という言葉は、必ずしも一般的な言葉ではなくて、本県独自の使い方をしていところもありますので、そのことも含めて少しお話しただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

○事務局 失礼します。学校企画課改革推進室でございます。4番目で、提言「2020年代の県立高校の将来像について」というのが提出されたというところでございますけれども、目的・狙いというのは、平成21年2月に策定した県立高等学校再編成基本計画が平成30年度までを対象としたものであったということから、平成28年4月に今後の県立高校の在り方検討委員会というのを設置いたしました。会長を初め、14名の委員の方々に設置をいたしました。そしてその中で今後の県立高校のあり方について中・長期的な視点で御検討をいただく機会を持ったというところでございます。平成30年1月にはパブリ

ックコメントを実施して、2月までの間に計17回の委員会を開催し、検討していただき、3月7日にこの提言が提出されたということでございます。これは平成29年度の実施内容も含めてお話をさせていただきました。

この提言に当たっては、高校教育を取り巻く環境とか求められる教育の質、役割などが大きく変化してきているということから、従来あった再編成計画のような器のあり方だけではなくて、県教育委員会が生徒に身につけてもらいたい力であるというふうに考えている主体的に課題を見つけ、さまざまな他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力という学力観や、あるいは今後国のほうでも言われている高大接続改革、あるいは教育の魅力化などをもとに検討をいただいたところでございます。

提言の内容は、3番の平成29年度の成果・評価のところを書いてございますように、大きく3点によりまとめられたものになっております。提言1が、地域に根差した小さな高校ならではの大きな教育効果を全県に広げて、全国に発信できる島根らしい教育の魅力化を進めるということ、それから、提言の2では、生徒の個性、適性、志向性に応じた多様な学びを追求できる主体的学習を促す高校づくりを推進するという、そして提言の3番目は、この提言1の実現に向けた教育環境の整備というような3点に集約された形で出てきております。

これらの内容には、これまで中山間地、離島の町村と県とが連携して取り組んで、その成果が全国的にも注目されるに至った高校魅力化・活性化事業の成果をこれ一つの手がかりとされており、今後さらにそういった形で教育の魅力化の取り組みを推進することが求められること、また、この教育の魅力化の成果を踏まえて、今後の教育のあり方を示すような内容となっております。

今後の課題・対応のところでございますけれども、今年度、平成30年度に入りまして、提言をいただきましたので、この提言をもとに、まずは5月のところでこの提言の説明会、地域の説明会を県内で開催いたしました。そしてこの御意見をいただいたものをもとに、4月から教育庁内に策定本部のもとに教育庁内各課横断の策定部会というのを置き、教育魅力化推進チームとともに協議しながら県立高校魅力化ビジョンの策定に今現在取り組んでおるところでございます。11月ごろに地域公聴会等を開催し、年度内の策定を目指して現在取り組んでおるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○会長 続きまして、指導課のほうから。

○事務局 ページでいいますと10ページをごらんください。「教育の魅力化」の推進ということでございまして、1の目的・狙いのところに書かせていただいておりますが、島根の子どもたちにこれから社会の中を生き抜いていく力として、主体的に課題を見つけ、さまざまな他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力を身につけてもらうということで、これが教育の魅力化の核心をなす教育の理念というふうに考えておりますが、これを学校、家庭、地域の連携を図りながら、保育所、幼稚園、小、中、高、特別支援学校等を貫いた一体的、系統的な教育活動を展開しながら、魅力ある教育環境をつくり、さらに魅力ある地域づくりへつなげていくと、そういった取り組みでございまして。

ちょっとここに書いてはございませんが、島根らしい教育の魅力化とは何かというところで言うておりますのは、例えば障害があつたり困難を抱えたりすることを含めまして、多様な個性ある児童生徒一人一人と丁寧に向き合い、細やかな配慮のもとで大切に育てることであつたり、子どもたち一人一人の人生の進路選択に丁寧に立ち会い、それぞれの自己実現を精いっぱい支援していくこと、そういった子どもを育む営みを学校だけで抱えることではなくて、地域社会全体で理念を共有して、学校、家庭、地域の連携の中で実現すること、そういったところを島根らしい教育の魅力化というふうに考えております。

済みません。先ほどの10ページに戻っていただきまして、平成29年度の実施内容でございまして、まず、(1)魅力ある教育環境づくりということでございまして。これまでの成果を踏まえまして、平成29年度から事業の拡充を図っております。まず1つ目として、中山間、離島の意欲ある市町村とともに取り組む高校魅力化の取り組みですが、これを順次拡大していくということでございまして、高校魅力化活動費交付金ということですが、平成28年度までは8校の協議会に交付しておりましたが、平成29年度につきましては、雲南、大田、益田を加えまして15校11協議会に交付しております。

次に、2つ目でございまして、こうした市町村が高校魅力化と連携して一体的、系統的に小・中学校等において教育の魅力化に取り組む場合の支援を新たに設けております。平成29年度は教育魅力化支援交付金として9市町、さらに、校種を超えて教育魅力化を総合調整する役割として統括プロデューサーというのを新たに設けまして、その配置費の交付金として3市町に支援しております。

次に、(2)の活力を生む人の流れづくり事業でございまして、しまね留学合同説明会等で県外生徒の募集などの広報、イベントを実施しております。



(3) 持続可能な基盤づくりとして、魅力化コーディネーター等の資質向上を目的とした研修会等を開催いたしました。

3番目の平成29年度の成果・評価でございますが、まず、(1)の魅力ある教育環境づくりということで、高校魅力化活動交付金についてでございますが、この魅力化の事業に当初から取り組んでいます8校のうちの3校、ここの推薦選抜の状況を、昨年度の状況を見ますと、地元中学校からの出願が大幅に増加しているところがございます。これは早期に地元の高校への進路を決定したというようなところではないかと考えております。それから、県外入学生数が高水準で維持されると、そういったところで、高校魅力化の取り組みが県内外に認知されてきたのではないかと考えております。

それから、教育魅力化支援交付金についてでございます。こちらのほうは校種の枠を超えた合同学習会、研修会等の実施ですとか、統括プロデューサー配置交付金の関係でいきますと、小・中・高統一カリキュラムの策定委員会を開催したとか、そういった取り組みがなされております。

さらに、(2)の活力を生む人の流れづくり事業について、しまね留学合同説明会、これを県外のほうで開催しておりますが、こういったところで県外の意欲を持った中学生等に対して魅力化校等のPRが図られたと考えております。

それから、最後ですが、4の今後の課題・対応ということでございます。こういった離島、中山間地域の高校魅力化の取り組みの成果を県内の高校へも波及させるとともに、地元の幼、保、小、中、高、特別支援学校等がつながった魅力ある教育の創出を引き続き進めてまいりたいと考えております。さらに、地域と連携した課題解決学習の実施などの取り組みを通じまして、地域活性化など、地域への貢献意欲が高まりつつあると感じておりますので、こうした取り組みを持続的に行い、将来の地域を担う人材育成につなげていく必要があるのではないかと考えております。さらに、魅力化8校の地元中学生の入学率は60%前後でございますが、地域の子どもを地域で育てる連携のあり方など、一層の熟議が必要であるというふうに考えております。

続きまして、11ページをごらんください。幼児教育の支援体制の検討が始まるということで、この1の目的のところ、狙いのところに書かせていただいておりますが、平成30年度から施行されておりますが、幼稚園教育要領等におきまして、育みたい資質、能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が共通にして示され、3歳から5歳児の教育の狙いや内容も統一されるということで、幼児教育の支援体制の強化を図り、幼児教育の支援を

園・所を超えて総合的に実施するための拠点となる幼児教育センターの開設に向け、平成29年度において研究、検討を行ったところでございます。

平成29年度の実施内容でございますが、まず1点目が、部局を超えた幼児教育支援の取り組みということで、小学校以降の教育と幼児教育を一体的、系統的に推進するためには、幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児教育の研修について、教育庁と健康福祉でそれぞれ所管しておりますが、これを一元的に実施するというので、それぞれの研修に参加できるということにしております。さらに、(2) 幼児教育の支援体制の研究についてでございますが、幼児教育の先進的な取り組みの情報収集を行うとしまして、島根県にふさわしい幼児教育の支援体制について検討を行いました。検討内容としましては、(3) にありますように、本県の地理的な特徴ですとか、幼児教育施設の保育時間が長いなどの理由から、集合型研修の効果がどうかと、なかなか1カ所には集まりにくいというようなことでございますが、どうかということでございます。それから、小規模な施設が多く、教育研究の深化が難しいということですか、保育所ではこれまで預かりや養護の性格が強く、幼児教育の積極的位置づけが図られていないことなど、こういった点を踏まえまして、全ての幼児教育施設等の支援を行うため、幼児教育施設等の実態に合わせた訪問型の研修支援の充実を図る必要があること、さらに、全ての幼児教育施設等及び小学校との連携を考慮した支援が必要であることといったところから体制を考えまして、県の教育委員会の教育指導課のほうには幼児教育スタッフを配置、さらには松江、浜田の両教育事務所に学校教育の知見を有する指導主事、それから保育の知見を有する幼児教育アドバイザーの配置というような体制で、幼児教育施設等を機動的に訪問、指導する体制というのを検討したところでございます。

平成29年度の成果・評価でございますが、30年度から幼児教育センターを設置することにより、幼児教育の支援について一元的に実施する体制が整いまして、就学前教育を推進する体制が大きく前進したというところでございます。

今後の課題・対応でございますが、4月に開設したばかりですので、今後の対応ということになります。幼児教育センターの指導主事等が幼児教育施設等を訪問させていただきまして、各施設の実情であったりニーズなどを把握させていただきまして、すぐれた実践、特色ある取り組みなど、県内外の知見を集約し、これをまた幼児教育施設等に還元しまして、幼児教育の推進を図ってまいりたいと考えております。さらに、取り組みの状況や現場のニーズなどを把握しながら、今後の幼児教育の支援体制の充実について検討して

いきたいと考えております。以上です。

○会長 ありがとうございます。

じゃあ今の3つのことについての御質問、御意見、お願いいたします。どなたでも。

○○委員さん、お願いします。

○委員 教育の魅力化なんですけど、僕も現場で取材してきたときに同僚の記者がこれをすごい取材してたのを横で見てたんですけど、感じたのが、理念はすごくよくわかるんですけど、具体的にどういうふうなところに、理念に向かって道筋を歩いていくかというのがなかなかよく見えなくて、それは一つずつ成功体験を重ねて、それを県民に示さなきゃいけないのかなと思うんですけど、一つ、県外生の子を呼び込むしまね留学があると思うんです。実際に来た子がその後高校を卒業した後に地元で根づいたのか。大学卒業したときもそうだと思うんです。県外から来た子が都会にまた帰って、そこで島根のために思っているいろいろ動くというのも一つの成果だと思うんですけど、島根にどれだけ根づいたかというところの指標がないというか、その辺を調べないと、なかなか成果がわかりにくい。

なぜこういうことを言うかということ、県も人口減少で、教育の魅力化で人口増を図ると言っている以上は、その辺の追跡調査を僕はする必要があるのかなと思うんですけども、それはもうやっていらっしゃるのか。やってないなら今後やられるお考えはあるのか。僕は必要だと思う視点でちょっとお聞きしたいんですけど。

○会長 ありがとうございます。

高校、どちらかといえば僻地、島嶼部を中心に行われている、その県外生の地元定着度についての調査データがあるかという御指摘でございます。いかがでしょう。

○事務局 しまね留学ということで、県外の中学校から島根県の高校に来ていただいた生徒さんのその進路ということでございます。いろんなパターンがありまして、県内の進学先に行かれることもございますし、県内のほうでお仕事をされているというようなことも聞いております。さらに、進学後、県内に帰ってまた働きたいというようなこともおっしゃっている生徒さんがいるということは現場のほうからは伺っております。ちょっと正確な追跡調査というか、そういったものは今ちょっと手元にはございませんけども、そういったことも考えていきたいなと思っております。

○会長 データとしては既にもうあるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。まとめておられないのかもしれませんが。

○事務局 済みません。ちょっと細かいところのデータを、どこまで把握しているかちよっ

とわからないんですけども、卒業したところで追跡をやっているのか、あるいはずっとそれを進学後も続けてやっているのかというのはわからないんですが、高校卒業のところはどういった進路になったかというようなところはつかんでいるんじゃないかと思ってます。

○会長 島根大学も同じように、地域貢献型の大学だというふうに言った瞬間、県外から70%の学生が来てますので、その学生がどのぐらいどこに就職してどうなっていったかの追跡は必ずやることというふうに言われていますし、そのことをもって全て魅力化のうまくいっている、うまくいっていないのデータでは私はないともちろん思っているんですけども、同時に、それを全くフォローしてないということでもやっぱりいけないということで、今の御指摘は、そのデータのフォローはやっぱりすべきだし、それからまた、もうちょっと言えば、魅力化がうまくいっているかいないかをちゃんとはかれるようなフォローの仕方をしないと、何人出ていった、何人残っただけではなくて、出ていったけれども、どういう気持ちで出ていった、それから今後どういうことをしようと思って出ていった、そういうことも含めてやっぱりデータを重ねていかないと、いたか帰ったかだけでは恐らく教育の成果ってのはかれないので、そのあたりも含めて系統的にデータをとっていかれたらどうかということの御意見だったというふうに理解しますので、どうぞそのような方向でお取り組みいただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○○委員さん。

○委員 教育の魅力化というところに大変興味があります。まず、うちの子どもは松江北高校です。魅力ある教育環境づくり事業の中にこの松江市とか入っていないわけです。同じ高校なのに魅力化という視点ではないのかなというふうに単純に思いました。まず一つ。ということは、北高もなければ東も南もないわけで、もちろん出雲高校、大社高校、平田高校もないのかなと……。ありますか。その違いが一体何なのかなというところも知りたいですし、浜田高校もあるのですかね。何かそういうふうにしていろいろ、同じ普通科高校でも、飯南高校とかはありますよね。たしか、今、県外から来られてますよね。学校説明会とかですね。飯南高校ですね。来られて、どういうふうに、魅力化、一体何だろうというふうに思いました。どういう違いなのかなということと、それと、済みません、幾つかあるんですけども、済みません、意地悪な質問でした、さっきのは。

もう一つは、恐らく魅力化というものは、多分高校自体を魅力化するではなくて、恐ら

くその地域の、周辺地域の地域をひっくるめた魅力化というのも図っているのかなというのを島前高校と飯南高校でも見ていると思うんですけども、そういった目的があるので、松江北高とか、そういったのは外しているのかなとか、人口が多い地域だから外しているのかなとか、お金がない、人口減、過疎というところが島根県の代名詞みたいなのところがあって、それと同時にこういった指定を受けているところの高校というのは多分恐らくそういった現実があるからなのかなというところもあるんですけども、どうでしょう、松江北とかはないのかなというふうに、私はちょっとうらやましいなというふうに思っているところもあるのですが。

○会長 というようなことがあるので、冒頭に私が、教育の魅力化という言葉は本県独特の使い方なので、その意味について御説明される必要があるんじゃないですかというふうに申し上げたところです。一般的には、まだ県民の中では教育の魅力化というと、教育全体を魅力的なものにするという一般名詞として捉えられているところがありますよね。もちろんそういうところも狙いの一つではあるけれども、本県独自の状況を踏まえて、一つの成功体験を広げていこうという角度から取り組んでおられますので、魅力化をやっているところとやってないところがあるじゃないかみたいな言い方が当てはまるところと当てはまらないところがある。今、〇〇委員さんから出てきているところが通常の県民の捉え方であるとする、逆に県が進めようとしている教育魅力化の非常に大切な取り組みをもう少しわかるような形で皆さんに成果も示していく必要があるんじゃないかというのが今の全体の空気だと思いますので、そここのところをもし回答がいただければ、少し事務局のほうから、こういう意味で魅力化という単語は使っているし、こういう場合にはこんな使い方、こんな使い方があって、そしてまた、県外からの学生を受け入れている、受け入れてないという角度からも少し重なっている部分、重なってない部分があるので、その辺についても少し御説明いただくといいんじゃないかなと思いますが、時間がある範囲で、済みませんが、お願いいたします。

○事務局 教育の魅力化ということですが、もともと最初に始まりましたのが、中山間、離島のほうですね、地域の拠点として学校を地域が協力して支えるというのがスタートでございました。そこでいろいろ取り組んだ中で、県外からの入学生が増えたとか、あるいは学校と地域の交流が活発化したですとか、そういったことが、さまざま成果が出てきたというところで、こういった成果を少し広げていこうということで、今回、29年度からは魅力化を中山間地域全体に広げていくとか、あるいは高校と連携して一体的、系統的に

行う小・中学校等に支援を広げたりとか、そういった展開になっております。

教育の魅力化の理念自体は、中山間、離島に限ったものではなくて、島根県全体で考えているものと思っておりますけども、松江市さんとか出雲市さんとかは対象でないというところがございますが、この制度をつくるときにはいろいろ議会等と議論の中で、地方創生とか、そういった文脈の中でもこれは議論されておまして、現在やっています中山間地対策の支援とか、そういったことも含めまして、財政的な支援については中山間、離島を対象に取り組んできたというような経過がございます。

○会長 結構難しい問題で、なかなか一般名詞でもあるから理解が得られにくいけど、そろそろあれですよ、島根県が推進する教育の魅力化とはというようなリーフレットやパンフレットが県民の皆さんに読まれる日が来てもいいのかなという感じもいたしますし、ホームページにはそういうものも出ているところがありますので、ぜひその辺上手につけていただいて、まずは県民の理解も得るといことがすごく大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

ほかの観点からいかがでしょうか。

○○委員さん、お願いします。

○委員 2点質問させていただければと思います。

先ほどの魅力化の話と、○○さんのお話と似通っているところがあるんですが、この提言ですね、「2020年代の県立高校の将来像について」という提言、もしくはビジョンなんですけど、これは考え方として、先ほどの離島、中山間地域での、これ、全国的にはかなりモデルというか、島根県内でどうというよりも、もう全国的なモデルになっているものなので、一種成功のモデルをパイロットにして、これを全県に広げるとい、そのためのビジョンとか方針をつくられるということなのではないかというのが一つと、それについての、結局ビジョンをつくった後のどういうふうに各校に落とししていくのか、及びそれをどう進捗を確認していくのかというのが一つお聞きしたいと思ったところです。

それともう1件は、幼児の教育のところなんですけど、部局を超えた幼児教育支援の取り組みというところで、これはすばらしいことだなと思っております。幼保の話でいうと、部局を超えて一体になっていことは本当すばらしいことだと思うんですが、ここにも書かれております小学校以降の教育と幼児教育を一体的、系統的に推進するという件で、ここについてはどのような取り組みといたしますか、お考えというのを今されているのかというのを一つお聞きしたいなと思っておりますのは、教育が今、結構教育改革の中でいうと接

続というか、トランジションのところが非常に重要だと言われており、特に乳幼児と小学校のところはかなり相関が、当研究所の中でも研究しておりますと、その相関がかなり高くなっているのです、その辺が非常に興味深いところだなと思いましたのでお聞かせいただければと思います。

○会長 ありがとうございます。

1点目は、高校教育のお話で、それぞれの現状の進捗、具体化の進捗についてお話してください。

○事務局 失礼します。先ほどの質問ですけれども、離島、中山間地を中心にしてやってきた魅力化の中で、島根県が生徒に身につけてもらいたい力である主体的に課題を見つけ、さまざまな他者と協働しながら、定まった答えでない課題に粘り強く向かっていく力、これをつけていくために、例えば地域に出て地域の課題解決をするような取り組みをしたりと、そういった取り組みの中で、学校で閉じた状態ではなくて、地域に飛び出して、地域の方々とともに学ぶと、そういった力が必要だとやってきた魅力化の知見を生かしながら、それを全県的に広げていくと、この教育の魅力化、離島、中山間地でやってきた教育効果、そういったものを踏まえて、それを先ほど言われた大規模校とか普通高校にも広げていくと。実際に松江北高校等でも地域課題解決型の発表とかしておられると思うんですけれども、そういったような形で地域とともに生徒を育てるといような形で進めていくということで、それを広げていくということで、ビジョンというか、提言を承っておりますので、それに基づいた形で今現在策定をしている最中でございます。

○会長 魅力化ビジョンの策定を行っているところということで、一つの地域から始まった取り組みを全県的な高校教育の枠組みとして採用しながら、普遍的なビジョンにしていく途中だという御説明だったというふうに承っております。

○○委員さん。

○委員 その際に、ちょっとお聞きしたいのが、今回の魅力化の話というのは結構地域と連携しながらだとか、その地域課題というか、地域の特色だとかそのエリアにある高校の特色だとかというところが非常に重要だと思っているんですが、ビジョン化、普遍化されたときに、結構画一化されちゃうと、どこも同じという話になってしまいますので、その辺は、私が言うのもあれなんですけども、学校間の中でどういうふうに落とされるのかなというのがちょっと結構重要なところかなと思いました。

○会長 具体のPBLのあり方なんかについて、どういうテクニックを使って、どういう

ふうに普遍化しながらも地域性を大事にしていくかということについて、いろんな工夫があるでしょうから、多分今からお楽しみということになるんじゃないかというふうに思っております。ありがとうございました。

2番目のお話は、幼児教育について、いわゆる接続プログラムというところ、そのあたりをどういうふうにお考えかという。

○事務局 幼児教育の接続ということでございました。個性ある子どもたち一人一人、丁寧に向き合い、細やかな配慮のもとで一人一人の力を最大限伸ばしていくということが島根らしい教育というふうに先ほど御説明しておりますけども、そのためにも幼稚園、保育所、それから小学校、中学校、高等学校等、そういった校種を超えて連携しまして、子ども一人一人にとって最適な学びの環境を確実にバトンタッチしていくことが大切であると考えております。

そういった意味で、幼稚園、保育所から小学校ということでございますが、特に、幼稚園、保育所の先生であったり保育士さんだけでなく、当然ながら小学校の先生もそういったいろんな接続の研修に参加していただきたいと考えておまして、例えば生活科というのが小学校の科目にありまして、そういった講座と合同で開催し、小学校の先生と一緒に学んでいただくというような機会も工夫したり、あるいは幼児教育センターの中でいろんな支援を行っていますが、そのメニューといたしまして、幼・小連携、接続に係る研修というのも一つの大きなメニューにしておりますので、こういった出前の研修の要請も受けておりますので、そういった取り組みを通して進めていきたいというふうに考えております。

○会長 ○○委員さん、先ほど御指摘の幼児教育段階、幼児段階と小学校段階との間の相関が高いとおっしゃったんですが、具体的に言うとどういうものの相関が高いんですか。

○委員 因果のところというのはまた難しいところがあるんですけども、基本的には非認知、非認知というのは頑張る力だとか、何ていうんでしょうか、そういう非認知能力的なところ……。

○会長 社会情動的能力。

○委員 はい。そうです。情動的能力と言われてるところなんですけども、そこを育んでいるというところの中で、例えば一番幼児期というか幼保の中で、まず生活基盤がちゃんとできている、生活環境をちゃんとつくってくると、これが小1になったときに学力に、教科学力とか認知学力とかにもきいてくる。その前に学習習慣だとか態度というのもの



もちろんありますので、それが小1段階で、幼稚園だとか保育園での働きかけ及び取り組みが基本的にはやっぱり小学校の中でよく言われる成績がいい悪いというところにもつながってくるというのは、これはちょっと世界調査というか、OECDと一緒にやっている調査でやっぱり出てきていますので、かなり大事なところなのかなというのはこのところ考えております。

○会長 ありがとうございます。

幼児教育の言ってみれば成果指標をどの辺に設定するかという話について、非常に慎重な立場の委員さんと、それからそれを、先ほどちょっと言いましたけど、見える化していくとか、そういう立場の方とで、なかなか国のほうの委員会もそのところは片がついてないところがございまして、日本の幼児教育ってどっちかといえば、感情的とかかな、少し情緒的な面もありまして、逆に、今、国のほうでは、お金を取っていくときには、幼児教育の成果指標を何に求めて、何ができていることを求めるかという、ところがそれをやった瞬間、今度、幼児教育はそこに向かってみんなやっていくということになって、それはそれでいいんだろうかという議論があって、今、実は決着がついていないんだけどこののを目の前にいる委員さんからちょっと言われたりしたことがありました。OECDやベネッセの調査でそうした傾向が出ていることはよく存じ上げているんですけど、幼児教育の成果指標をどうするかというのはこれから大きく課題になるところですので、ぜひ幼児教育センターのほうでもそういった議論をしていただければありがたいかなというふうに思っています。

ほかにいかがでしょうか。10分押しぐらいで来ているんですけども。押し出しにさえならなければ別に大丈夫です。

お話がありますか。よろしいですか。

じゃあ少し先に行かせていただきます。

じゃあ今度は(3)というところで、今度は特別支援教育のことについて、これ、⑦と⑧がありますが、いずれも特別支援教育課のほうから続けて御説明をお願いいたします。

○事務局 失礼します。12ページ、⑦でございしますが、小・中学校における特別支援教育の充実、まずこれについて説明をいたします。

1、目的・狙いですが、背景のところにも書いてございますが、小・中学校におきましては、発達障害を初めとする特別な支援が必要な児童生徒が増加しております。このことに対して支援・相談体制を強化することにより、教員の負担軽減、あるいは校内

の特別支援教育体制の整備、充実を目指すということを目的としております。

昨年度からこのことについて、2の29年度の実施内容のところに2つの事業について重点的に取り組んだところでございます。

まず、2の(1)でございますが、特別支援教育に精通した小・中学校等の教員を特別支援教育支援専任教員というふうに称しまして、これを各教育事務所のほうに配置したところでございます。相談実数は1,025件で、197校の学校から相談がございました。3の成果及び評価にも書いておりますが、小・中学校から相談依頼があれば、迅速かつ機動的に支援するということがモットーにしておりますので、このことから、非常に現場からの評価も高く、学級経営や学習指導などの相談に対応できているというふうに思っております。

もう一つ、(2)でございますが、従来より特別支援学校の持つ専門性を生かしまして、センター的機能として小・中学校を支援しておりますが、これも毎年相談が増え続けております。このことに対応するために、昨年度から、本来1名の加配がありますが、その上にさらに非常勤講師を配置したところでございます。これにより、児童生徒の障害の実態を踏まえた個別の指導、支援方法に関する相談に対する支援を実施することができ、特別支援学校のほうの負担軽減にもつながりました。

4の今後の課題と対応でございますが、今後も特別支援教育支援専任教員及びセンター的機能の非常勤講師を継続配置することで、小・中学校の特別支援教育体制の整備を支援していきたいというふうに思っております。

続いて、13ページでございます。医療的ケア実施体制ガイドラインの運用開始について説明いたします。

特別支援学校などに高度な医療行為あるいは一人で複数の医療的ケアを必要とする児童生徒等が増えてきたということに対しまして、平成29年の3月に島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン、これを策定いたしまして、昨年度より運用を開始して、医療的ケア実施体制の強化・充実を目的としております。

これに関しまして、2の昨年度の実施内容でございますが、まず1つ目ですが、(1)医療的ケア実施校、5校ございますが、ここの5校に対しまして、学校看護師を複数配置といたしました。これにより、3の成果のところにも書いてございますが、各学校の安全実施体制を強化することができたというふうに思っております。

次に、(2)県の運営協議会を設置し、開催をいたしました。これは、各医療的ケアの

実施校における困難事例等に対しまして、県が専門家を組織しまして指導、助言をするために設置したものでございますが、9月に開催したところでございます。

また、(3)でございますが、島根県立学校における医療的ケアのケア別対応表、こういったものを作成いたしまして通知しました。これは、医療的ケアの実施者や、あるいは教員の実施範囲を示したものでございます。また、人工呼吸器の対応としまして、学校が備えておくべき確認事項を例示したものでございます。このことにより、実施者が安心して医療的ケアを行うことができ、安全な実施体制を強化することができたというふうに思っております。

そして、(4)でございますが、医療的ケアが安全かつ適切に実施されるために、教員、学校看護師向けに各種研修等を実施したところでございます。

4、今後の課題・対応につきましては、今後も県運営協議会を効果的に活用しながら、学校だけでは解決できない課題について指導、助言等の支援をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。

今の御説明、⑦、⑧それぞれについて御質問をお願いいたします。

⑦のところ、2番のところですね。支援専任教員配置になって、相談実績が1,025件あるんですけど、特別支援学級のほうからの相談が567件、通常学級からの相談が458件となっていて、特別支援学級からの相談のほうが多いですね。この点についてどういうふうにお考えですか。例えば特別支援学級って、通常の学級で困ったときに特別支援学級の先生方がまずはその支援の第一陣に立たれるんじゃないかと私なんかは思うんですけども、逆にそちらからの相談が多いということは何を意味しているんでしょう。

○事務局 直接的な理由はわからないところでございます。特別支援学級につきましても通常学級につきましても、まだまだ特別支援教育に関する専門性が不足しているというところでございまして、特に特別支援学級につきましても、1年目、あるいは1年から3年目の経験年数の教員が非常に多うございますので、そこら辺をターゲットにした指導、支援というふうになったように思われます。

○会長 ありがとうございます。

特別支援学級の先生方が必ずしもその道でかなりの経験を積んだ方ばかりというわけにはなかなかいかないという現状があって、そちらからの相談のほうが増えているんじゃないかというふうな意味の御回答をいただいたところです。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

○副会長 じゃあお願いします。

特別支援教育の小・中学校ばかりじゃなくて、先ほど出た幼児教育、保育所、幼稚園からの就学前の児童のつなぎ、それから高校、就労までのところ、ちょっと幅広いとか、あると思うんです。評価のところなんです、県としてやっぱり就労までのところの最終的ラインを見詰めながら、そこら辺をまたお願いをしたいなど。その中ばかりでなくて、やっぱりそういう子たちの将来的なところをどう見て、島根の子をどう育てるかという面、またお願いをしたいなど、これは教育ばかりじゃなくて、医療の部分もあるかもしれませんが、そういうところと連携しながらぜひお願いをしたいなというところを思ってます。そこのところもこの次からお願いをします。

○事務局 切れ目のない支援体制の整備という御質問かと思われ。保、幼、小、中、高の切れ目のない支援体制をどう構築していくかということになると思いますが、一つは、先ほども出ましたが、引き継ぎということも非常に大事でございます。特別支援教育の場合、個別の指導計画、それから個別の教育支援計画、この作成を重点的に行っているところがございますが、まだまだ作成率も100%には至っていないというところがございます。こういった教育計画を徐々に引き継いでいくということが非常に大切かというふうに思っておりますが、それ以外にもその教育計画にあらわれないところで小・中、中・高の接続の段階で引き継ぎを特に各学校のほうで積極的に行っているんですが、そういった引き継ぎできちんとした引き継ぎを行っていくということが一つ大事かというふうに思います。

それから、我々県としましてもこの体制整備を進めていくわけですが、しまね連携協議会というものを持っております。これは市町村教育委員会、あるいは関係部局、教育委員会が集まりまして、そういった切れ目のない支援体制をどういうふうに構築していくかといったようなことを話し合っております。こういったしまね連携の中で、各市町村の教育委員会におきまして支援ファイルの作成のほうを提言いたしまして、その支援ファイルの作成も15市町村、それから2市町村に関しましては作成中というような成果も上がっております。以上です。

○会長 非常に大切な点を御指摘いただいて、インクルーシブの考え方が進められる中で、特別な支援を要する子どもたちの学校教育段階が終わってから社会との接続、そしてまた、社会との接続が1回うまくいけばそのままうまくいきますという話では実はなくて、その

後もまた行ったり来たりするという状況の中で、成人教育も含めてどうしていくか、成人年齢が18歳になりますので、そのこともあって、なかなか教育はここで終わりですというわけにはいかないんじゃないかなというふうにも思います。

あるデータなんですけど、この近隣の高校で、いわゆる通信制、定時制の高校で、この4月に卒業した方で、この7月時点で就職したところを退職した人の率は80%という、8割の子がせっかく通定を卒業した後、既にやめちゃっているという状態。学校を一旦卒業する、就職するまではいいんですけど、その後のフォローも結局余儀なくされるというか、誰かがやらなきゃいけないという状態がありますので、その辺も少し考えての地域でのサポートが要るような時代になるかなというふうに思われるところでした。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

済みません。2人挙がりました。じゃあ〇〇委員さんからいって、〇〇委員さん。

〇委員 済みません。失礼します。医療的ケアの件で御質問させていただきたいんですけども、背景で、1のところ、一定の研修を受けた教員が限定解除された医療行為を行えることができるようになったということで、大変素晴らしいことだと思うんですけども、それに伴って、その先生がたくさん研修を受けられて、そういったスキルを身につけておられて、実際に実践されておられる教員の方が今どのくらいおられるかということと、また、教員以外でそういった生徒の体、直接たんの吸引なりなんなり、そういった医療的ケアをする先生の逆に心のケア、負担といったところがないのかなというか、資格は取ったものの、やはりそれが精神的負担であったりとかされている先生もおられるのではないかと思うんですが、そういった教員の方のその後のケアとか思いとか、そういったことを統計とられているのかなと思って質問させていただきました。

〇会長 いかがでしょうか。

〇事務局 まず、医療的ケアにかかわる教員でございますが、大変申しわけございません。実際どれだけの教員がこの研修を受けて知事から委任されているかという具体的な数まではちょっと把握してございません。教員ができる行為は5行為でございます。口腔内、鼻腔内の喀たん吸引、あるいは気管カニューレの喀たん吸引、それから胃ろう、腸ろうの経管栄養と経鼻経管栄養という5行為に限られたことでございます。先ほど委員のおっしゃいましたように、教員の負担というのはかなり大きいものがございます。学校には医師が常駐しておりません。先ほど申し上げましたが、学校看護師がそういった医療的行為を

中心的に行うというふうになっております。そういった学校看護師の複数配置というのをこの教員の負担軽減というふうにも狙って行ったところでございます。今後、この医療的ケアの体制整備につきましては、もっともっと整備をしていかなければいけないなというふうに感じているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

そういったところが整っているところが増えていかないと、子どもさんが近くの学校になかなか行けなくて、それが整っているところに行ってくださいということにもなりかねないので、そういうところを目指して整備を進めておられるというふうに理解しております。

○○委員さん、済みません、続けて。

○委員 失礼します。7番のところの特別支援教育の充実のところの1番、目的・狙いの2番の括弧のところなんです、発達障害の児童が急増しているがずっとあって、最後に、個別の指導・支援に困難が伴うというちょっと言葉に引っかかりを感じましたが、この困難というのはどなたが感じた困難なんだろうかと聞いてみたいと思いました。

○会長 この文脈では多分、指導・支援の困難ということなので、教員の側が感じているという意味でお書きですよ、きっと。

○委員 教員の方が感じているその困難なんです、こちらの8番のほうの医療的ケアのことにも通じていることもありますけども、障害とか云々ではなくて、その子どもの個性というのをしっかり見てほしいなと思いました。周りと同じようにさせるような教育ではなくて、何がこの子にとって幸せなのかというところを考えた教育というのをもう少し考えていただきたいなと思っております。

○会長 ありがとうございます。

特別支援教育の根幹にかかわるところの御指摘で、まさしくここに書いてあるように、さまざまな特性を持っているお子さんたちが障害であるかないかといういわゆる診断にかかわらずたくさんおられるということで、現場の先生方はそれに対応することの難しさという、一人に対応できる範囲は限られているので、そのことの困難をお書きになっているんだというふうに理解しておりますけども、事務局、何かありましたら。

○事務局 この(2)の書きぶりが大変まずかったと、誤解を生んだというふうに反省しているところでございます。こういう発達障害等の子どもたちの指導・支援が困難であるということよりも、そういうことではなくて、いわゆる学級集団の中で、学級集団をまと

めながら個別の指導をしていくというふうなことの難しさというのを教員が非常に難しいというふうなことを思っているというようなことをちょっと書きたかったということで、大変誤解を与えまして、申しわけございませんでした。

○会長 多分特別支援教育の文脈では、先生がそういった子どもたちを一律に一定の枠にはめようとして苦勞しておられるということではなくて、一人一人に対応していくことにむしろ逆に苦勞しておられるという実態があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺、そういった勘違いがないようにということの御指摘でもあると思いますので、大切に聞いていただければありがたいなというふうに思っております。

私、この委員会を進めながら、一人一人の方々に個性的な事情があることを全く無視して休憩もとらずに進めておりました。大変申しわけないなと思って、今まで余り人生で休憩したことがない人間ですので、2時間半、ずっと通してしまっていて、申しわけないなという気持ちでいっぱい、途中で各事情がおありの場合は、どうぞ、今さら休憩とりますと言っても、もう4時半で終わりでございますので、今日のところはお許しいただきまして、次回からは少しそのことに配慮しながら進めたいというふうに思って、今、副委員長の先生からお叱りを受けました。申しわけございませんでした。

そうしましたら、次に、(4)のところ、⑨、これは文化財課のほうからの御説明、これは石見銀山10周年になるんですね。よろしく願いいたします。

○事務局 失礼します。私からは、他の教育委員会の特徴的な取り組みとは多少毛色の変ったものになりますけども、世界遺産登録10周年記念「石見銀山展」について御説明をさせていただきます。

14ページをごらんください。世界遺産登録10周年記念「石見銀山展」につきまして、県教育委員会を中心といたしました実行委員会におきまして、当初計画するに当たりまして、1、目的・狙いを書いておきますとおり、県民に石見銀山の価値を再認識していただくこと、そして石見銀山の存在感を改めて全国にアピールし、銀山への来訪意欲を創出することの2点を目的として定めております。

続いて、2、実施内容ですが、本展覧会は、平成29年7月14日から9月3日までの約50日間、出雲市の古代出雲歴史博物館と大田市の石見銀山資料館の2館で同時開催いたしました。今回の展覧会は2館同時開催ということでしたけども、歴博においては「銀でつながる世界」、石見銀山資料館は「世界とつながる日本」と、それぞれの館がテーマを持ち、ストーリーを持った展示をいたしました。

続いて、3、ここでは最終的な実績、数値等をもとに、当初の目的・狙いに対する成果と評価について記述をしております。

まず、1番目の実績といたしましては、目標を上回る来場者の方に来ていただいたことです。入場者数は歴博、資料館合計で3万6,800人となっており、これは、両館の収支等も考慮いたしまして実行委員会において比較的高目の目標として設定しておりました3万1,000人の入場者目標を上回る結果となりました。

続いて、2番目、小・中・高生の来場者の増加です。歴博におきましては5,302人、資料館においても1,495人の小・中・高生に來場していただきました。これはいずれも前年同時期の両館の実績の約5倍程度の来場者数です。

最後、3番目は、開催期間中の龍源寺間歩ほかの石見銀山主要施設入り込み客数の増加です。平成28年に対し、平成29年は前年比116%の状況となっております。

これらの成果、数値を踏まえての評価ですけれども、まず第1の目的です。多くの方に来場してもらうことによりまして、石見銀山の価値について理解していただく機会を提供できたことで、第1の目的、より多くの県民の方に石見銀山の価値を再認識してもらうことについては、おおむね達成できたものと考えていると思っております。

さらに、小・中・高生の来場者の増加、これは当然のことながら、小・中・高生は無料にいたしますという本展覧会独自の試みという前提があつての数字ですけれども、ある意味この結果を狙つての無料化でありまして、保護者の方などの来館で小・中・高生以外の全体のパイ、つまり総入場者数が大きくなったことによりまして、入場料収入の面でも各関係機関がある程度満足できる結果になったことを考えますと、この無料化は成功であり、石見銀山を守り育てるということ、常に課題となっております次代を担う子どもたちに世界遺産石見銀山の価値を継承する、あるいはふるさとの宝に誇りを持ってもらうという意味でも一定の効果があつたものと考えております。

続いて、第2の目的、石見銀山をアピールし、銀山への来訪意欲を創出するです。これは中・長期的視点に立脚した目的でして、なかなか一朝一夕には検証しがたい面もありますが、開催期間中、猛暑により周遊が困難であつたにもかかわらず、龍源寺間歩ほかの石見銀山主要施設の入り込み客数はある程度増加していることを考慮すれば、本展覧会が石見銀山現地のにぎわい創出という第2の目的の契機にはなつたものと考えてもいいのではないかと考えております。

最後、4、今後の課題・対応ですけれども、以上の考察のとおり、本展覧会の開催により



まして、現地への興味や動線をつくり出すという当初の目的につきましては、おおむね良好な成果を上げることができたと考えますけれども、皆さん御承知のとおり、今年は現地での地震ですとか水害等の影響がありまして、県下全体でもそうなんですけれども、石見銀山への来訪者数も減少している状況です。こういった天災等の不測の事態の対応はなかなか難しい面もありますけれども、教育委員会といたしましては、着実に調査研究を進めて、世界遺産の価値を高め、わかりにくい世界遺産として有名な石見銀山遺跡をできるだけ多くの方に理解してもらい情報発信等の取り組みを継続的に行っていく必要があると考えております。以上です。

○会長 ありがとうございます。

この件に関してはこの⑨だけですので、ここで御質問、御意見等を承りたいと思います。お願いいたします。いかがでしょう。

○○委員さん、お願いします。

○委員 質問ではないんですけども、小・中・高校生の来場数が増えたというところで無料化というのがあったというのを見てふと思ったんですけども、しまね家庭の日は恐らく県の施設は全部高校生まで無料だったと思うんですけども、入館料が、実際にそこに行く子どもたちが果たしてどれくらいいるのかわからないんですけども、そういう意味では、県の施設を無料にして、一緒にじゃあお父さん、お母さんとかおじいちゃん、おばあちゃんと行ってみるかという、生きた学習としてはすごくおもしろい取り組みなのかなというふうに思いました。無料にすることによって、一瞬、無料というふうに思うかもしれませんが、そこに大人と一緒に呼び込むことで利用者数を増やしていく、それと入場料の、何ていうんですか、入館料の、何ていうのかな、これは、売り上げを上げていくというようなことを目指せるので、一石二鳥的なのかなと思いました。金沢の21世紀現代美術館というところがこういうふうな取り組みをして、入館料と、あと利用者が伸びていくというのを聞いたことがあるんですけども、このしまね家庭の日というのをうまくそういった連携させて、生きた学習の場として、子どもの学力の底上げみたいなどころではおもしろい取り組みなのかなというふうに思いました。済みません。感想です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○○委員さん、お願いします。

○委員 大分前の話ですけども、松江高専で間歩探索ロボットというのをやったことが

あります。その提案は、私、させてもらったんですけど、さまざまな上ったり下がったり、あるいは水があったり、いろんな艱難辛苦を乗り越えた狭いところの内部構造を探していくロボットをつくろうみたいなことで、いろんなアイデアが出ました。石見銀山の見方というのはいろんなことがありますけれど、そういう観点からのアプローチというのは、全国の鉱山学会か何かでこの松江高専の取り組みは何か賞をいただいたと思います。これを、高3の授業ではありますけれど、工業高校であるとか、地元の中学校であるとか、小学生であってもいろんな取り組みができると思うんです。ですから、あんな狭いところ、よく昔入っていったなというところからも、僕らはどきどき、怖い、閉所恐怖症の私なんかは嫌なんですけれど、ロボットに行かせるのかという観点でのアプローチみたいなことも高専だけじゃなくてやってみることで、子どもたちの目がまた違う観点からもこれに興味を示すんじゃないかなと思ったりもしました。それに限らずいろんなアプローチをされてみたら、もっと別の観点に興味持ってる子どもたちの目が開けるんじゃないかなと思っただけです。以上です。

○会長 石見銀山に限らず、史跡的な遺産の非常に多い島根県ですから、それを活用した独自の教育のプログラムみたいなものもさまざまに工夫できるんじゃないかという御意見をいただきました。ありがとうございました。

ほかにございませんでしたら、それぞれのパーツとしては最後になりますが、(5)のところ、⑩県立学校施設等の長寿命化に向けた取り組みということで、教育施設課のほうからお願いいたします。

○事務局 15ページ、お願いいたします。県立学校施設等の長寿命化に向けた取り組みでありますけども、1の目的・狙いに記載しておりますが、県立学校等の延べ面積といいますのは、県有施設のうち実に約4割を占めているという、そういったような状況になっております。施設の建てかえ等を進めていくということになりますと、県の限られた財源の中で多額の財政負担を伴うということから、まずは施設の維持管理を適切に実施しまして、建物を長く使うということが求められております。

こういったようなことから、島根県では平成27年の3月に、県庁の全体の取り組みとしまして島根県県有施設長寿命化指針というものを策定いたしまして、既存の施設では65年間以上の長期の使用を目指すという、そういったような取り組みを実施してきているという状況であります。

長寿命化のための新たな取り組みといたしまして、2の実施内容に2項目記しております

す。

まず、(1) 修繕予算の一元化であります。全庁的な視点で効率的な予算の執行を行うために、平成29年度に県有施設全体の修繕予算を総務部に一括計上して、県庁で予算の一元管理を図ったということであります。平成30年度の予算ベースでは全体で約24億円程度、これを一元管理しながら、外壁改修とか、屋上の防水対策などの大規模修繕事業とか、耐震化対策などを実施してきているという状況であります。

それから、新たな取り組みとして、(2) 学校施設管理の一元化の試行についてであります。平成29年度から学校施設管理業務の一元化の試行を始めたところです。この取り組みは、これまで各学校単位で実施をしてきた業務、これを東西あります県民センターで集約管理をいたしまして、専門家による定期点検などを取り入れることによりまして、長寿命化のために劣化兆候の初期段階での予防保全を図るといったようなことを目的として行っているものであります。試行の内容としましては、こちらの業務内容に書いてあります施設の定期点検、緊急対応、そういったようなこと、ごらんとおりであります。

なお、知事部局では既にこのシステムは導入済みでありまして、学校においては29年度から試行を始めておりますけれども、30年度、今年度においても試行をいたしております。こういったような29年度、30年度の試行を経まして本格導入の検討をしているという状況であります。

3の29年度の成果・評価でありますけれども、修繕予算の一元化につきましては、部局の枠にとらわれずに施設の状況や緊急性に応じた修繕を実施できたといったようなこと、それから、例えばトイレの洋式化の工事などでは複数校を一括で発注することも可能になりまして、修繕費用の縮減にもつながった。それから、(2) 学校施設管理の一元化の試行ですけれども、専門技術者による定期点検、こういったようなことを行い、学校職員ではわからない、そういったような劣化の問題点なんかも発見することができたといったようなこと、それから、発注を一元化しますので、修繕費などの節減などもできたといったような効果が見られました。

4番目の今後の課題・対応でありますけれども、所管しておる管財課、それから教育委員会、県土整備事務所、学校等と連携しながら、維持保全計画、これは毎年度見直すものでありますけれども、例えば劣化度合いとか、そういったような指標をもとにしまして、優先度判定を踏まえまして策定する計画でありますけれども、そういったようなものの毎年度見直し、それから計画的な修繕を実施すると。学校施設管理の一元化につきましては、学校

からも継続を望む声もあります。こういったようなことで、試行で出た課題などを整理しながら本格実施に向けて準備を進めていくといったような状況であります。以上であります。

○会長 ありがとうございます。

御質問をお願いいたします。

○○委員さんのほうから。

○委員 済みません。長寿命化の話でなくてちょっと恐縮なんですけど、県立の高校もそうなんですけど、この間、弊社もちょっと記事出したんですけど、エアコンの設置の状況なんですけど、まず、県立の高校でどうなっているかというのを知りたいのと、あと、この間記事出したのは、小・中学校のところでは市町村間でばらつきがあって、安来とかはもう全学校で整備が進んでいる一方で、松江なんかは旧市内のほうが進んでなかったりとかしている状況で、それは市町村の責任というか、市町村がどうするべきかという話かもしれないんですけど、いろいろ取材してみると、県のところでいろいろ補助制度みたいな話でも市町村の側からあったりとかしました。あとは、国のところが今、支援のところが、強化してほしいみたいな市町村からの要望もあって、それを県が国に要望することもできると思うんですけども、まず、県としてそういうふうにしる市町村のところではばらつきがあるところをどうお感じになっていらっしゃるのかということ、県としてこれにどう対応していくのか。なぜこういうことを聞くかということ、教育を語るときに子どもたちがどれだけ健全に学べる環境があるかというのは非常に重要だと思うので、というところからお聞きしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

とりわけ今年のこの猛暑なんかを考えると、通常の夏休みになる前の1学期でぎりぎりセーフという状況にはなかなかないような状態にあります。その辺の各市町村のばらつきについて、県のほうではどうお考えかということです。

○事務局 それでは、公立の小・中学校の普通教室をベースにしまして、今どういう状況かということちょっと口頭でお話しいたしますと、平均では30%程度の導入がなされているという状況であります。高いところ、低いところありますけども、高いところでは学級数が少ないところで100%の町村なんかもある一方で、1桁台の、そういったような整備率といったようなところも、市も多うございます。

ここら辺について、県としてどう考えているかということでもありますけども、それは、

こういったようなことが、整備が進むということが教育環境の中では大事だということは当然考えております。ただ、この整備といいますのは、基本的には設置者である市町村、こちらの判断と責任において今まで整備を進めているということですので、これはエアコンに限らず、例えば施設の長寿命化とか、今ちょっとお話をしました外壁の工事とか、さまざまなものがあるわけですね。その中で何を優先的にやっていくかといったようなことを考えながら、財源の工面をしながら整備を計画的に進めてきていると。ただ、今、この夏の猛暑、こういったようなことで、俄然注目を浴びて、早急に対応が必要じゃないかといったような、そういったような声が社会の中からもあるといったようなことです。市町村の中では財政的な裏づけを持ってどこまで計画を持っているかという程度はわかりませんが、ある程度の考え方を持っている町村、ここ何カ年で整備するとか、市町村、そういったようなところも中にはございます。

今のこの市町村の整備をする財源ですけども、まず、これ、国の交付金が3分の1、受けることができると。その残りの3分の2につきましては、地方債という起債を借り入れて、その年には借り入れをします。20年程度で償還していくと、返していくということなんですけど、そこには一部地方交付税が当たるとかという、そういったような財政的なスキームが確立しているといったようなことですので、これは国の責任においてそういうスキームができていくと。これをきちっと確保していくということが市町村が整備する上でとても重要なことだといったようなことで、先般、国のほうでもこの財源の確保、こういったようなことはきちっとやっていくんだという、これは政府の責任としてこの猛暑対策、来年度の今の時期にはそういったようなことなるように、国として責任を持って対応していくんだという、そういったような声明なんかもありました。今後、文部科学省、所管している省庁ですけども、そこでは多分概算要求とか、そういうことも含めながら次年度の対応、もしくは今年度どういう対応をしていくのかといったようなことは少し今後も国の担当課にも確認しながら、必要な情報提供は進めていきたいというふうに考えております。

○会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにいかがでございましょうか。

○副会長 県立学校の長寿命化に向けて、一元化されたのはすごく評価できるというか、費用削減に向けても大変評価できるところではないかなと思っています。

先ほどのエアコン設置、済みません。この方法が各市町村にも、うちもあるんですけども、そういうところによかった点をPRしてもらいながら、波及できて、県財政のために大変いいことなら、どんどんどんどんPRしながら広めてほしいなというところなんです。それに出た、余った金でエアコンをしながら、そういうところもちょっとお願いをしたいなというところなんです。

○委員 今、お話を伺って、市町村に委ねているといっても、やっぱり子どもの命を預かるのは、島根県の子どもなわけですから、優先順位があって、もし今年度みたいな猛暑だったら、ほかのほうから流用しても、今、ここではエアコンでも設置すべきだということを県がしっかりと方針出すのは当然のことではないでしょうかと私は思うんですけど、市町村によって格差が本当に随分いろんなところで出てきてますけど、本当に命にかかわることであるならば、国からの補助がどうこう、うちのほうで、市町村じゃなくて、県として、島根県としてやっぱり今年みたいなときに、本当に命がかかわるわけですから、そういったときにはすぐに昔でいう課長決裁みたいなのがあったように、今はわかんないですけど、即決して進めるような、そういう体制も本来は必要なことだったのではないのでしょうか。

○会長 29年度成果の話ではあるんですけど、今年度の対応についてということの御質問です。

○事務局 県も市町村に対しましては、暑さ対策ということではさまざまな、エアコンに限らず、例えば夏季の休暇を少し繰り延べて、その分を例えば冬季の休みをちょっと短くするとか、柔軟な対応をするとか、例えば授業中の水分補給とか、そういったようなことも含めたソフト対策とか、そういったようなことの工夫みたいなことは当然必要だということで、そこら辺は国の通知も踏まえまして、市町村にそういったような情報提供もさまざま行ってきているといったようなことであります。

エアコンの設置自体につきましては、県が誘導すべきではないかといったようなこと、そこは県としても期待しているところでもありますけども、そこは市町村の考え方というところを優先せざるを得ないんだろうと思います。ただ、そこら辺の情報提供、例えば今どういったような財源があるとか、そういったような整備財源の相談があれば丁寧に乘っておりますし、そういったようなことで、市町村が促進ができるような、そういう支援はしていきたいと思っておりますし、今もそういったような取り組みをしているところであります。

○会長 ありがとうございます。

なかなか子どもは自分で教育環境を選ぶことが難しいですので、やっぱりその地域の大人がどうしていくかということが中心で、そううまくできなかったために起きている事故みたいなのも幾つか今年の夏はありましたから、その辺も少し県のほうが主導的に動いたほうがいい場合もあるんじゃないかという、そういう御意見をいただいたと思います。

ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございます。

それで、一応大きな1番の教育委員会の特徴的な動きを(1)から(5)、①から⑩までに分けて御紹介いただきながら、皆さんから質疑をいただいたり、御意見をいただいたりしました。

最後に、残りの時間は、全体の中で少し、今までの時間の中でお目通しいただいた点もありましょうから、言い残したことや、ほかの角度から、報告書全体を見ていただいて、皆さんのほうから御質問あるいは御意見があったら承りたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○○委員さん、お願いします。

○委員 全体聞かせていただきまして、今回、トピックスといいますか、特徴的な活動ということでお話を聞かせていただきましたが、先生方が学び続けるですとか、魅力化ですとか、インクルーシブ含めまして特別支援教育へのいろんな先生方のかかわりですとか、幼保でいうと小学校との連携みたいなところ、いろいろあったと思うんですけども、これ、どれもが本当に大変重要な施策だったり環境整備だなと思っているんですけど、最初に出ましたこれと働き方改革というのがやっぱりどうしても、やるが増えるというか、大事なことなのでやることはどんどん増えていく中で、だけど時間はなかなか厳しいという状況というのは、やっぱりここ、矛盾するところもどうしても出てくると思うんです。ここに出ているところでいうと、人的サポートを今されていたり、ICTでいうと生産性向上みたいなところをお考えになっていらっしゃると思うんですが、ここが、何ていうんですかね、教育って結構足すこと足すことでどうしても積み上がってしまうので、その中でやっぱりどこかしら絶対量を減らすことは絶対的に必要かなと思ったりはします。そういったときに、個々の先生だとか学校だとかに判断というのはなかなかやっぱり難しい部分とか、地域の、保護者の方々の御理解だとかも含めて、そういったところはやはり県のところでやっていくべきなのかなというふうに先ほど聞いていて思いました。

それと、その中で、働き方改革の話になるんですけども、いろんなサポートはされているんですが、ちょっとこれは漠然としてしまうんですが、先生方にどんな働き方をしているのかがいいのかというのをやっぱり見ていかないと、対症療法になってしまうのかなと思いますので、もしそういったところをお考えのところがあればお聞かせいただければと思います。

○会長 教員の生涯設計というか、働き方のモデルみたいなことについての御質問だと思いますね。

○事務局 人材育成自体は2番のところで御説明してましたけれども、教員をどう育成していくかというのは教育委員会の中でも考えているのはございます。今、働き方改革プランというのを業務改善委員会で、ちょっと外部の方も招いて今検討しているところなんですけれども、やはりおっしゃるのは、単純に数値目標を決めて長時間を減らすというようなことをしていったら、それで学校が結局壊れてしまっただろうというふうな、やはり教員の思いというものを大切にしていくというようなこと、学校現場のそういった実情というようなことも踏まえながら、ただ、おっしゃるとおり、どんどんどんどんやりたがるので、極端な話、仕事を減らすとまた違った仕事をやり出すと、業務アシスタントつくって暇になったらまた学級通信増やすかみたいな話をしてもこれは切りがないというところもあるので、教員の意識改善もどう図っていくのか、それから、おっしゃるとおり地域の理解を得ていくというようなことをどう図っていくか、教育委員会のほうもやはり通知とか、いろんな仕事を減らしていくとか、トータルにやっぱり考えて、それを改善プランという形で何か事例としてまとめて、こういう方向でやってくださいと、その中にやはりおっしゃったような、教員にこういうふうな姿で学校にかかわってもらいたいと、恐らくそういったことも含めてプランとして示していくんじゃないかというふうに考えます。

○会長 働き方改革、すごく大事で、ぜひというふうに思うんですけど、さっき〇〇委員さんからもちょっとあったように、非常に多様な子どもたちが増えてきているので、その働き方改革の中で、あいた時間という言い方は変ですけど、少しいわゆる雑務に属するところを減らして、子どもと向き合う時間を増やしてほしいというのが恐らく多くの方々の願いですので、子どもの様子をしっかりと見たり、子どもに丁寧に話しかけたり、子どもに向かって個に必要な指導をしっかりと行ったりという時間に振り向けるということが本来だというふうに思うし、またそのように御理解いただいていると思いますので、そち



らの時間を増やしていただくというふうになればいいなというふうに思っているところです。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員さん、お願いします。

〇委員 特別支援の教育に関するところなんですけれど、私も、〇〇さんもそうですけれど、島根県ことばを育てる親の会の会員に所属しておりますし、また、全国ことばを育む会という全国組織の私は副会長もさせてもらっています。全国の会に出ていつも思うのは、島根県はいいねって言って大絶賛されるんです。それは各市町村どこもほとんど通級教室がもう完備されて、先生たちがその学校を離れて、近隣の小学校、中学校を飛び回りながらそういった課題のある子どもたちに対処していらっしゃると、自分の所属している小学校を超えてですね、なおかつ今度は就学前の子どもたちにも対応されているというような非常に特異な活動をなさっているという点で、非常に全国にうらやましいというふうに言われております。

まだまだ数は足りないので、一生懸命もっと増やしてねという活動はもちろんしているんですけれど、ここで言いたいのは、今回のこの報告書の中で、やっぱり行政の立場のこういうことをやったよ、こういうことを頑張ってきたんだよということがもちろん書かれております。そういう観点からすると、例えば東京とかいろんな他府県のじゃあ通級の先生の数はどうか、設置校の数はどうかといたら、圧倒的に負けているんです。でもそういったところと島根県がうらやましいと言われているのは、親の会の組織なんです。先ほど〇〇委員もおっしゃいましたけれど、先生たち、行政だけに任せないで、親の会が連携を組んで、先生方と一緒に取組んでいるという姿が全国の東京とか大阪とか多くの市町村の親の会の関係者たちが島根県をうらやましがるポイントなんです。それをつくってこられたのもやっぱり行政の努力だろうし、また現場の先生方の努力なんですよね。そのことをどこかに記載してあげてほしいんです。もちろん親の問題だから親が頑張れよという意味じゃなくって、親がこうして参加できる環境を一生懸命行政としても現場の先生とつくっておるんだよと、努力しているんだよということも含めてこうして述べていただけたらもっといいかなと思います。親たちは自分の問題だし、一生この問題とつき合う話なので、小学校だけで終わりじゃなくて、子どもの前に死んじゃう親としてはもうずっと抱えている課題なんです。それをこうして行政の方と一緒にやっていただけるのは本当にありがたいので、ぜひそんな部分を何かにじみ出されるようなところを書いて、そうい

う観点も含めて島根が非常に全国から評価されているということをどこかに宣言してあげてほしいなと思いました。以上です。

○会長 ありがとうございます。

こうした報告書や成果のまとめに出てくるのは、必ず裏側に予算があって、その予算がついた事業がどう展開されたかということの報告をいただいているというのが本旨なんですけど、ただ、教育自体はそのことだけで進んでいないので、島根県の強みとしてどういうところがあるかということをもう少し多角的に捉えて実績を考えられてもいいんじゃないかという御意見をいただいたと思います。

実は今、〇〇委員さん、あるいは〇〇委員さんおっしゃっていただいたことは、いわゆる障害のある子どもたち、特別支援の話としてされましたけど、実は次の学習指導要領の中では社会に開かれた教育課程というふうに言われていて、学校の問題を学校だけで考えるのではなくて、当然のことながら保護者さん、地域の方々、そういった地域のリソースをしっかりと入れながら学校教育を強化していってくださいというのが基本的な態度ですので、ぜひ次回以降はそういったことを少し取り入れながら、島根県の強みをつくっていただければいいんじゃないかなということでございます。ぜひ次回の方針の策定のときにまたそういった御意見をいただきますようにということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。〇〇委員さん。

○委員 済みません。今日、教育の魅力化が一つポイントというか、話になったかと思うんですけど、教育の魅力化、しまね留学、いい取り組みだと思います。一方で、周りの人に聞いてみると、財源に限られる中で、なぜ県外の子にお金を使わなきゃいけないかという声も聞いたりとか、僕もIターンだったり、やっぱりそうしたら地元の子とか、Uターンに力を入れるべきじゃないかなと思ったり僕もします。多分そういう意見があるということも踏まえて、しまね留学とか、さっきデータとかの成果という話がありましたけど、その成果がどういうものがあるのか、また、そのときにアンケートをやってみて、足りるところはどこにあるかというところを聞いて、またそれを次の施策に生かしていくというようなことも必要なんじゃないかなと思います。

それで、あと、魅力化がいい成果が出ているなと思うのが、魅力化の中で、県内の大学とか県外の大学の子たちが来て、地域に入って、県外の大学の子が刺激を受けて、また地

元の子がふるさとのよさを知ったりとか、県外の大学の子が島根のよさを知って就職したりとかといういい動きも出てきているみたいなので、県外の大学との連携とかというところで、ぜひ県教委がそういう取り組みがもっと広がるように支援していったりすることが必要じゃないかと思うんですけど、その辺のお考えというのをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○会長 なかなか県内の大学の人間としては言いにくい面もあるんですけど、それはそれとして、県外大学に憧れて出ていく子どもも結構あって、結構いい面と悪い面とあるなど私なんかは思っているんですけども、今の〇〇委員さんの御意見は、広く大学教育との連携、とりわけ県外の大学も含めて、そういった大学教育との連携ということを進めることによって、少し県内に定着するような人口もその中から出てくるんじゃないかという、そういう可能性も検討してみられてはという、そういう御意見ですよ。ありがとうございました。

今どうですかというふうに聞いてもなかなかお答えは難しいと思いますが、そういう御意見があったということによろしゅうございますか。何かもしお考えがあれば御発言いただければいいと思いますが。今後そうしますともなかなか言いにくいと思いますし、いかなもんですか。

○事務局 県外の大学と高校ですね、魅力化の事業の中でもそうしたところは取り組まれております。地域で都会の状況がそういった学生が来られることによっていろいろ学べたり、あるいは高校生が大学のほうへ行って、こっこの県内にないいろいろな環境での価値観なり、いろんなことも学べたり、そういったところの効果は高いと思っておりますので、そういったところはそれぞれの高校で魅力化に向けていろんな取り組みの中で展開されるのかなと思っております。

○会長 ありがとうございます。

そろそろの時間になりました。私の進め方が悪くてなかなか満遍なく御発言いただくことは難しかったんですけども、本日の私どもの議論はこのぐらいにして、あとは事務局のほうで少しおまとめいただいてということになろうかと思えます。

事務局、何か追加の情報等ございますか。

○事務局 ありがとうございます。

1点ちょっと御連絡です。本日、議事録を作成させていただきまして、後日、委員の皆様にお送りさせていただきます。御確認いただいた上で、委員の皆さんの個人名は掲載は

しないということといたしますが、県教育委員会のホームページで公開をさせていただくという形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、今年度第1回目の総合教育審議会、これにて議事を終了したいと思います。皆様の御協力に感謝を申し上げて、事務局のほうにマイクを返したいと思います。ありがとうございます。

○事務局 長時間にわたり御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

閉会に当たりまして、事務局から御挨拶を申し上げます。

○事務局 委員の皆様には長時間にわたりましてさまざまな視点から御審議をいただき、まことにありがとうございました。

本日いただきました貴重な御質問も含めまして、御意見、お考えなどを私どもとして十分踏まえまして、この報告書の再点検を進めていきたいというふうに考えております。

また、私どもの取り組みにつきまして、今日委員の皆様方のお話をお聞きする中で、一つには、教育に今かかわっている方々、さらには地域で広くそれを支えている方々、さらにはぜひこういう教育のことに関心をもっと持っていただきたい県民の皆様、県外の関係の皆様、そういった方々に対しましても私どもの取り組み、また地域の取り組み、こういったことを正しく伝えたり理解してもらい、そういった努力を一層しなければならないということも同時に感じた次第でございます。

本日はまことにありがとうございました。また御審議いただく場もあります。何とぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、以上をもちまして平成30年度第1回島根県総合教育審議会、閉会いたします。どうもありがとうございました。